

鹿屋市例規管理業務委託仕様書

本市の例規管理システム、例規立案・審査システム等を構築し、例規集の作成、追録発行等を行うとともに、法令検索システム、判例検索システム、例規整備支援システム等を使用できるようにすることによりにより業務の負担軽減及び効率化を図るため「鹿屋市例規管理業務委託」の安全かつ円滑な運用について、必要な事項を定めるものとする。

1 鹿屋市例規管理業務委託に当たっての基本的な考え方

法制業務の負担軽減及び効率化を支援する仕組みが実現されたシステム等の構築及び提供となっていること。

- (1) 構築する例規システムは、検索機能のほか、例規立案・審査システム機能を有すること。
- (2) 総合的に各システムが連携する機能を備え、法制執務経験が少ない者が簡単に操作できるシステムであること。
- (3) 例規システムの操作及び疑問照会に対し、迅速かつ適切な対応サポートが実施できる体制であること。

2 鹿屋市例規管理業務の例規システムの構築及び維持管理業務

- (1) 例規システム運用開始年月日 令和7年4月1日

- (2) 例規システム、サービス等の基本構成

ア 例規管理システムの構築

現行の鹿屋市の例規データの内容（令和6年11月20日現在）及び運用開始までの制定改廃の内容を対象とする。

イ 例規立案・審査システムの構築

ウ 法令検索システムの構築

エ 判例検索システムの構築

オ 例規整備支援システムの構築

カ 例規システム運用サーバ機の提供(外部公開用例規データを公開するもの)

キ 外部公開用例規データ（HTML版）の作成

ク 例規システムサポート体制の構築

(3) 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日

(4) 例規システムの構築範囲

ア 現行・廃止例規

令和6年11月20日内容現在で構築すること。（現行例規約1,380件、廃止例規約620件）ただし、運用開始までの制定改廃の内容を移行すること。

イ 過去例規

過去例規及び未施行例規については、各例規の題名ごとに条文表示画面から閲覧できるシステムを有すること。

(5) データ等の提供方法

ア 作業着手時点の内容の現行例規については、HTMLデータ等を市が提供する。

また、作業着手時点以後の改正原議については、Wordデータで提供する。

イ 年間更新件数（制定例規、被改正例規、廃止例規の全て）約360件程度

3 システム動作環境の基本仕様

(1) 標準クライアントPC

ア OS：Windows10以上

イ ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chromeなど（最新バージョン）

ウ ワードソフト：Microsoft Office2016/2019/2021

(2) システムの提供形態、性能等

ア 受託者の用意するサーバをIDC（インターネット・データ・センタ）方式で活用し、本市でのサーバ管理は一切不要とするとともに、LGWAN環境におけるIP若しくはID認証により本市以外のアクセスを制限すること。

イ IDC方式で管理するサーバ機については、システム運用に支障がない十分なスペックを有することとする。

ウ サーバ機等を設置する施設は、物理的な堅牢性とセキュリティを備えたサーバルームを備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設であること。

エ サーバルームは、24時間365日体制で監視が行われ、入退室を厳しく管理されていること。

オ ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともに必要な最新パッチ情報が常に適用されていること。

カ データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータを復旧可能な体制が構築されていること。

4 例規システム仕様

LGWAN-ASP接続により全庁運用ができ、「例規管理システム」、「例規立案・審査システム」、「法令検索システム」、「判例検索システム」、「例規整備支援システム」及び「サポート体制」が相互に密接に関連し、トータルとして提供できるシステムであること。各システムの仕様の詳細は以下のとおりとする。

(1) 例規管理システム

次に示す機能により、例規の検索を可能とすること並びに例規施行日ごとの履歴管理及び例規単位での更新を可能とするシステムであること。なお、使用する市の端末での認証はフリーとする。

ア 基本機能

(ア) 検索機能

a 題名、用語、制定・沿革、体系、目次、五十音、引用検索（引用法令が「法第〇条」と略称法令名の場合も含む。）等で検索が可能であること。

b 例規管理システムに搭載する検索エンジンプログラムについては、信頼性及び安定稼動が保障され、十分な実績を持つプログラムを利用するここと。

(イ) 一覧表示機能

a 用語検索結果は、題名及び検索時に指定した用語に該当する一覧を同時に表示できること。

b 最終改正公布日、所管部署情報を例規名とともに表示できること。

(ウ) 全文（条文）表示機能等

a 表示されている例規の構造を内容目次として表示できること。

b 本則は、条項までの階層化がされ、条には、条見出しを付加して表示できること。

c 公布日単位での例規改正情報を選択し、閲覧できること。

- d 条単位での改正履歴が閲覧できること。
- e 改正附則には、それぞれの発令を付加して表示できること。
- f 表示されている目次にリンクの設定を行い、指定した箇所にジャンプできること。
- g ダウンロード箇所の指定ができること。
- h 様式については、リッチテキスト形式等のデータとリンクができること。
- i 用語検索の結果、ヒットした文字列はそれぞれ別色で表示できること。
- j 条文中で引用している他の例規（「条例」のように略称で表記されている場合も含む）については、リンクの設定がされており、クリックすると該当する例規を参照できること。

(エ) ダウンロード機能

内容目次で指定した条項をリッチテキスト形式等のデータとしてクライアントのパソコン等に保存、印刷できること。

(オ) 履歴管理機能

a 改正履歴管理機能

例規施行日ごとに例規情報を管理するとともに指定した時点ごとの閲覧及び検索が可能であること。

b 廃止例規管理機能

廃止された例規を蓄積し、一覧から該当の例規内容を参照できること。

(カ) セキュリティ機能

a システムは、IP認証又はLOGIN IDとパスワード等によるセキュリティ機能等を有すること。

b 管理者権限設定により、各種設定を変更する機能を有すること。

(キ) 例規原議管理機能

a 契約期間内において例規原議のファイル（「制定・改廃趣旨」、「制定・改正文」、「新旧対照表」等）をサーバ上に登録し、一元管理できること。

b 登録された原議情報については、キーワード検索ができること。

(ク) その他機能

全国自治体の例規集を横断して検索ができること。また条文単位で他自

治体の同じ見出し又は類似の記載内容の条文を比較することができる。

その際は、例規区分、都道府県や自治体規模での絞込みも可能のこと。

(ケ) 法令情報システム等への拡張機能

a 「法令、判例検索システム」への拡張

「例規」と「法令」、「法令」と「判例」の3つのデータ連携が可能であること。

b 「例規整備支援システム」への拡張

官報の公布にあわせた法令の制定・改廃に対応し、条文検討箇所をシステム上で網羅的に特定・検索することができるシステムとの連携が可能であること。

(2) 例規立案・審査システム

次に示す機能により、例規の立案（新規制定、全部改正、一部改正及び廃止）・審査業務を支援するシステムであること。なお、使用する市の端末での認証はフリーとする。

ア 基本機能

(ア) 法制執務に関する知識の浅い職員でも立案することが可能であることを想定しているため、簡易な操作で、条文審査結果、改め文、議案、新旧対照表及び溶け込み後条文の自動生成が一括で実行できるシステムとすること。

(イ) システム動作環境で示すブラウザで、立案及び審査に関する機能操作ができること。

(ウ) 生成された改め文に公布文等を付加した状態での、ファイル出力が可能であること。

(エ) 法令構造チェックや用語等が適正に使われているかの審査機能を有すること。

(オ) 法制面で必要と思われる審査機能を有していること。

(カ) システム運用面で必要と思われるバージョンアップについては、必ず実行すること。

イ 主要機能

(ア) 新規制定、一部改正、全部改正及び廃止の改正手続を支援する機能を有

すること。

- (イ) 現行の条文に改正を加えるときに、改め文に表記される「加える、削る、改める」等専門的な指示をする必要がなく、直感的に入力等の操作が可能なこと。
- (ウ) 条、項、号等の追加入力を一括して登録でき、かつ以下の条、項及び号の繰上げ及び繰下げも一括して処理する機能を有すること。
- (エ) 改正後の条文の起案が完成したところで、その条文の形式的な整合性を条文構造、用字用語、改正例規内引用関係等の観点から審査する機能を有し、他の例規との引用関係についても調査できる機能を有すること。
- (オ) 改正後の条文の審査が終了した時点で、本市の新旧対照表形式にて、出力できる機能を有すること。
- (カ) 起案段階での新旧対照表が完成した時点で、改め文を自動生成し、自動生成後も修正、印刷及び保存ができる機能を有すること。
- (キ) 自動生成した改め文を本市の形式で出力する機能を有すること。
- (ク) 最新の法令、辞書機能等を利用した審査機能を有すること。
- (ケ) 例規システム以外で作成した新規制定の例規データを例規システムに取り込み、例規システム上で編集及び法制執務の観点から点検することができる。また、取り込むデータについては、通常の例規システムで作成した新規制定文のように体裁を整えることがなく条文の構造を自動で設定することが可能のこと。
- (コ) システムは、IP認証又はLOGIN ID、パスワード等によるセキュリティ機能等を有すること。

(3) 法令検索システム

次に示す機能により、法令検索が可能であり、例規管理システムの条及び項単位からリンクをすることが可能なシステムであること。同時使用は、7台以上とする。

ア 基本機能

- (ア) 例規と条項単位の完全リンクが可能であること。
- (イ) 例規管理システムと同様のインターフェースで違和感なく操作できること。

- (ウ) 判例とのリンクが可能であること。
- (エ) システム内容更新については、官報公布後数日以内で最新の法令情報を提供できること（随時更新）。
- (オ) 目次検索、五十音索引検索、用語検索及び制定・沿革検索機能を有すること。
- (カ) 法律、政令、省令、告示等の法令等の種別の区分に応じ、それぞれ活用するに十分な法令（全ての様式を含む。）等の検索及び閲覧ができること。
- (キ) 全ての法令について、改廃を履歴として施行日単位で管理し、閲覧、検索及びダウンロードが可能であること。また、施行日単位の履歴が全て登載されていること。
- (ク) 全ての法令の条単位に、その解釈に必要な「政令に定める」、「特別の法の定め」、「大臣が定める」等の委任先又は参照先が不明瞭なものに対し、当該委任先等の規定の所在を注記し、当該規定条文にジャンプするリンク機能を有していること。

(4) 判例検索システム

次に示す機能を利用することにより、判例検索が可能であり、法令を条及び項単位でリンクすることが可能なシステムであること。同時使用は、5台以上とする。

ア 基本機能

- (ア) 法令とのリンクが可能であること。
- (イ) システム操作に慣れていないものでも、直感的に違和感なく操作できること。
- (ウ) 判例データは、随時更新していること。
- (エ) 用語検索及び裁判年月日検索機能を有すること。
- (オ) 裁判所、事件番号及び出典検索機能を有すること。
- (カ) 判例要旨は1要旨に限らず登載し、争点及び論点から整理して、関連した他の判例要旨を容易に検索できること。
- (キ) 第一审、控訴審及び上告審の各判例が容易に確認及び表示できること。
- (ク) 各判例に関連する判例評釈、参照法令、引用判例及び検索した判例に関連する連想判例を同一画面内から表示できること。

(ケ) 主要判例について「判例タイムズ」の解説を登載すること。

(5) 例規整備支援システム

ア 法律の制定・改廃に関し、その要旨及び地方公共団体への影響を確認する解説シートを随時提供することが可能であること。

イ 法令の制定・改廃に伴い必要となる例規の改正案の提供が随時可能であること。

ウ 官報の公布にあわせた法令の制定・改廃に対応し、例規条文の検討箇所をシステム上で網羅的に特定することが随時可能なシステムであること。

エ 全ての引用法令の制定・改廃情報については、法令の制定・改廃情報の概要及び施行日単位で新旧対照表形式にて確認できること。

オ 例規の所管課、法令の公布日、又は施行日検索により、引用法令の制定・改廃に影響する例規を特定できること。特定した例規については、リンクの参照が可能なこと。

カ 本市例規が引用する法令等の制定・改廃情報を、週1回指定するメールアドレスに配信すること。

キ 例規に直接引用していない法令においても、業務支援の観点から特定した法令について必要な制定・改廃情報を提供する機能を有すること。

ク 準則（改正例）、行政課題に関する解説、条例の参考例及び先進自治体条例の検索並びに閲覧が可能なこと。

(6) その他の仕様

ア 外部公開用例規データについて

(ア) 年4回、本市ホームページ掲載用の例規データ（HTML）を作成すること。

(イ) 体系検索、五十音検索及び簡易用語検索が可能であること。

(ウ) 例規内リンク（当該条、項及び号並びに別表並びに様式）及び例規間リンク（当該条及び項）の機能があること。

(エ) 様式のダウンロードが可能なこと。

(オ) 未施行例規の改正箇所について、改正条文の色を変えて並列に表示することにより、住民に分かりやすく改正内容を公開することが可能なこと。

(カ) データは、受託者が管理するサーバーで管理すること。

イ 保管用例規検索システム

例規管理システムがインターネット未接続PCでも利用できるよう、保管用として例規検索システムの最新の内容を反映したものを市のパソコンで閲覧できる媒体を作成し、年4回作成及び納品すること。

ウ 加除式例規集追録の発行

年4回、本市が作成した例規の更新原稿に基づき、追録を作成及び納品すること（10部）。なお、加除作業を含むものとする。

エ 著作権について

例規データ及びシステムからの出力データ並びに例規集の著作権は、本市に帰属するものとする。

（7）例規システムの導入・保守

ア システムの導入

システム導入・ソフトウェア等のインストールについては、受託者が、本市の業務に支障のないよう考慮した導入計画を策定すること。

イ システムの保守

（ア）例規システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応できるサポートデスク等を設置すること。

（イ）鹿屋市例規管理業務委託の業務全般に対する質問に対し、電話又はメール等で対応できること。

（ウ）例規管理システム及び例規検索システムの基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。

5 その他

ア 例規システム導入時には、職員を対象にした操作研修会を計画し、本市と事前協議すること。

イ 法制執務の相談に迅速かつ適切に対応すること。

ウ 例規システムに関する操作説明書を納品すること。

エ この仕様書において提示した仕様を実現する手段として、この仕様書に記載される方法以外の方法によるものも認めるものとする。